

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年4月8日

今治市監査委員 木原盛展  
同 羽藤謙司

# 定期監査結果に基づく措置状況

監査の期間 令和2年10月26日～令和3年2月2日

監査を実施した監査委員 渡辺英徳・山岡健一

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|--|---------------------|
| 立花小学校  | 令和3年2月10日           |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の給付対象となった児童の怪我が、用具等の点検整備不足が一因で発生していたため、日常的に安全管理に努められたい。</p>  |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 日頃より用具等を注意深く点検し、事故の原因となった用具・備品等については、入れ替えできるものは新しいものと交換し、机や椅子、備え付けの道具入れ等木製品については担当教員によるやすりがけを施す等、同じ事故が起こらないよう日頃からメンテナンスを行い、安全管理を行うよう改めた。</p> |                     |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|---|---------------------|
| 菊間中学校   | 令和3年2月10日           |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 消防設備点検結果に不良個所があるものについて、改善がなされていないので、早急に改善されたい。</p>  |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 令和3年3月20日現在で点検結果により指摘のあった感知器と消火器の取替えは完了した。消防設備について、市内にある学校全体の報告をもらった後、指摘のあった不良個所は年度内に順次取替え・修繕等の対応を取り、安全管理に務めるよう改めた。</p> |                     |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 書 の 日 付 |
|---|---------------------|
| 大三島中学校  | 令和3年2月10日           |
| <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 切手の現在数と受払簿に不一致が見受けられたので、再度確認されたい。</p>   |                     |
| <p>(措置の内容)</p> <p>1 切手の枚数については、日頃より払出しの枚数確認を徹底して行っていたものの、受け払い簿の誤記により実枚数と齟齬がある記載となっていた。受け払い簿の記載を訂正し、受け払い簿と現在数が正しい枚数で一致することを確認した。また、担当が変わる時にチェック漏れを防ぐために、引継ぎ時にはすべての切手の枚数と受け払い簿を新旧担当が相互確認をするよう改めた。</p> |                     |